

飲食店店舗責任者・
人事労務管理担当者 各位

奈良労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

飲食店向けワークショップ開催の御案内

平素は、労働行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の各種統計調査において、飲食店は他の産業と比べ長時間労働者の割合が高くなっており、令和6年度過労死等防止対策白書においては、外食産業の店舗責任者に長時間労働の傾向があるとの調査結果も示されております。

少子高齢化による労働力不足が叫ばれる中、店舗責任者が長時間労働により健康障害を発生し、労災請求に至った事例も発生しています。

こうした状況を踏まえ、今般、飲食店向けのワークショップを下記のとおり開催することといたしました。

ワークショップでは、参加者の皆様に、時間外・休日労働の削減に向けて自主的に取り組まれている内容や課題を共有していただきます。その上で、主に店舗責任者の長時間労働防止及び健康障害防止に向けた解決策を参加者同士で議論し、今後、より適切な企業運営につなげていただくことを目的としています。

また、本年10月1日から事業主にカスタマーハラスメント対策が義務化されることから、カスハラ対策についても議題とし、雇用環境・均等室から、法令で必要とされる防止措置について説明いたします。

是非、積極的に御参加いただきますようお願い申し上げます。

参加を希望される場合は、別添の「申込書 兼 事前アンケート」を、下記の連絡先まで郵送又はメールで、令和8年9月30日(水)【必着】までに御提出ください。

記

- 日時 令和8年10月5日(月) 14時00分～16時00分
令和8年10月7日(水) 14時00分～16時00分
(各回10名程度)
- 場所 奈良労働局 地下会議室(奈良県奈良市法蓮町387番地)
- 議題 店長等の店舗責任者の時間外・休日労働を削減するための方策について
カスタマーハラスメント対策のための対応について

連絡先：奈良労働局 監督課(上地・今西)
TEL：0742-32-0204
所在地：奈良市法蓮町387番地3階
✉：kantokuka-narakyoku@mhlw.go.jp

こちらに
Word形式の
申込書の様式を
掲載しています。



(奈良労働局 HP)